

議案第2号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正について

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

平成19年11月8日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

## 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正 について

### 1 規則の改正理由

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

### 2 規則案の概要

- (1) 規則中引用している学校教育法の条項を改める等所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則案

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（修学奨励金の貸与対象者）</p> <p>第2条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1） 卒業を目的として、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第54条第3項</u>に規定する広域の通信制の課程（以下この号において「広域通信制高等学校」という。）に在学していること。ただし、<u>広域通信制高等学校に在学している者にあつては</u>、県内に住所を有していること。</p> <p>（2）～（5） 略</p>	<p>（修学奨励金の貸与対象者）</p> <p>第2条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1） 卒業を目的として、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第45条第3項</u>に規定する広域の通信制の課程（以下この号において「広域通信制高等学校」という。）に在学していること。ただし、<u>広域通信制高等学校に在学している者であつては</u>、県内に住所を有していること。</p> <p>（2）～（5） 略</p>

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

# 学校教育法等の改正

## (1) 各学校種の目的及び目標の見直し等

○改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直す。

(改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標に次の事項等を規定)

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

○学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定する。

(改正前)小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園  
(改正後)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

## (2) 副校長その他新しい職の設置

○学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとする。

(各職の職務内容)

- ・副校長:校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭:校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭:児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

## (3) 学校評価と情報提供に関する規定の整備

○学校は、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることとする。

○学校は、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

## (4) 大学等の履修証明制度

社会人等を対象とした特別の課程(教育プログラム)を履修した者に対して大学等が証明書を交付できることとする。

(施行期日)

- ・(2)新しい職の設置・・・平成20年4月1日
- ・上記以外・・・公布の日から6月以内で政令で定める日